



The 8th General Conference
of EASTICA & Seminar
2007. 10. Tokyo

国・地域別報告：マカオ特別行政区

マカオ特別行政区における電子政府および 電子記録管理に対する現在の取り組み

楊冬权 (Yang Dongquan) EASTICA 議長代理の段東升 (Duan Dongsheng) 氏、そして EASTICA の皆さんにお会いできて光栄である。中華人民共和国マカオ特別行政区からご挨拶させていただきたい。

また第8回総会の開催に向けてご尽力くださった日本の国立公文書館、とくに菊池光興館長にお礼を申し上げたい。

マカオ特別行政区は、中国の南東岸から珠江デルタ西部にかけて位置する半島と2つの島から構成されている。マカオの領土面積は、19世紀には10.3平方キロメートルだったが、海岸沿いに埋め立てがおこなわれたため現在は28.2平方キロメートルに拡大している。人口は2006年末現在で513,427人、平均人口密度は18,200/km²である。

この中国の特別行政区は、「一国二制度」の原則に則って1999年12月20日に定められ、現在は2049年まで続く移行期間にある。

本レポートでは、最初に、マカオ歴史档案馆 (Historical Archives of Macao) は電子政府というイニシアチブには直接的には関与していないことをお断りした上で、マカオにおける電子政府の現状について大まかにお伝えしたい。ただし、今回出席している文化局 (Cultural Affairs Bureau)¹ の IT 部門長とのコミュニケー

ションは確保されている。IT 部門長は、公共サービスを担当する他の IT 部門長とともに、電子政府プロジェクト委員会 (e-Government Project committees) にも参加しておられる。以下にまとめた情報の大半は、マカオ歴史档案馆が作成したものではなく収集したものであり、こうした情報を提供していただいたことに対して感謝したい。

1. マカオの電子政府イニシアチブ：「e マカオ・プロジェクト」

2004年7月、マカオは、2006年半ばの完了を目指してeマカオ・プロジェクトの第1フェーズを開始した。eマカオ・プロジェクトは、準備度の評価、ソフトウェアの研究開発および政府職員の能力開発を通じて、マカオにおける電子政府の基礎を構築することを狙いとしている。このプロジェクトは、マカオ特別行政区政府、UNU-IIST²、マカオ大学および INESC-Macau³ が実施し、UNU-IIST がコーディネートしている⁴。その当初の意図は、次の通りである。

技術的には、政府が市民 (G2C)、企業 (G2B)

¹ 1982年に設立された文化局は傘下組織で、マカオ歴史档案馆はこの文化局の後援を受けて1986年から運営されている。

² 国連大学国際ソフトウェア技術研究所 (United Nations University-Institute for Software Technology)。1992年にマカオで設立。

³ Instituto de Engenharia de Sistemas e Computadores de Macau (マカオ IT システム・エンジニアリング研究所)。

⁴ プロジェクトのウェブサイト (<http://www.emacao.gov.mo/>) で詳細を閲覧できる。

および政府機関（G2G）に提供し、健全かつ綿密なソフトウェア開発を通じて実施されるeサービスのミドルウェア・サポートに重点を置く。⁵

eマカオ・プロジェクトの最初の任務は、「マカオの電子政府に関する調査」を実施することであった。これには、政府の各省庁に赴き、電子政府の進展状況を調べ、その進展に伴う課題と機会について理解し、課題を克服して機会を利用する方法を提案するための情報収集を目的とした視察も含まれていた。これらの視察では、政府によるサービスの伝統的な提供方法から電子的な提供方法への移行に注目が集まった。

準備度の評価の結果は、2005年4月に発行された「マカオにおける電子政府の現状（The State of Electronic Government in Macao）」に掲載されている。「セクション6：所見（Section 6: Findings）」で報告者は次のように記述している。

- ・ ほぼすべての機関がウェブサイトを持ち、政府の中心的なポータル・サイトも存在する。
- ・ 市民は、政府の活動とサービスについて情報を入手し、すべての法規にアクセスすることができる。
- ・ 市民は、数々の文書および書式をダウンロードできる。
- ・ 市民は、オンライン上で個人情報の一部を確認できる。
- ・ オンライン取引のアプリケーションも、一部に限って利用できる。

報告者は、政府機関に関する最も重要な問題

⁵ Tomasz Janowski, Adegboyega Ojo, Elsa Estevez, 「マカオにおける電子政府の現状 第1巻：調査 eマカオ報告書1（The State of Electronic Government in Macao, Volume 1: Survey, E-Macao Report 1）」、2005年4月。

を重要性の順位に記すと次のようになると記している。指令、法規、機関間の協力、管理手順、セキュリティ、財務、IT経験、インターネット人口、優先順位の高い課題による後押し、テクノロジーの順である。

同じ報告書の「セクション7：提言（Section 7: Recommendations）」には、「マカオ電子政府戦略計画」として目的、目標および手段を文書に明記すべきであると記されている。この戦略計画は、総合的な情報通信開発計画とも整合するものであり、これに統合されなくてはならない。

こうした状況にもかかわらず、2005年にマカオは、世界の地方自治体のウェブサイトを対象とした国際的な調査において、「デジタル・ガバナンスにおける上位20都市（Top 20 Cities in Digital Governance）」の第18位に登場している⁶。これは、すべての文書を中国語とポルトガル語の両方で掲載しなくてはならないバイリンガル管理という状況を考慮して、理解する必要があるだろう。

⁶ Mark Holzer および Seang-Tae Kim 著 『世界の自治体のデジタル・ガバナンス（2005年）：世界の地方自治体のウェブサイトの長期的評価（Digital Governance in Municipalities Worldwide (2005) A Longitudinal Assessment of Municipal Websites Throughout the World)』、National Center for Public Productivity, 2006年。

国連経済社会局（Department of Economic and Social Affairs）、行政開発管理部門（Division for Public Administration and Development Management）が共同後援。

人口が少ないにもかかわらずマカオがこの調査の対象となった基準は、次の通りである。「2005年の世界調査に関しては、入手可能な最新のITU-UNデータを用いた。更新後の数値により、結果にわずかな差異が生じた。オンライン人口が100,000人を超える国は119カ国に増加した。このため私たちは、新たにオンライン人口が160,000人を超える国という基準を設定した。この結果、この基準に適合する国は98カ国となった。2003年と同様、香港とマカオを加え、2005年の調査対象には計100の国と地域が特定された。」

2. マカオの電子文書 / 署名法

マカオ特別行政区の法律番号 5 / 2005 「電子文書 / 署名法 (EDS 法 : Electronic Documents and Signatures (EDS) Law)」⁷は、現在民間部門および行政が利用している電子通信手段、すなわちインターネットのセキュリティのために新しい技術を導入し、マカオの経済の成長と競争力を推進する有効な手段として活用し、開放的な通信網で電子取引を行う際の信頼性を高めるために、2005年8月に採択された。

一般、電子文書 / 署名、認証活動ならびに最終 / 暫定規定という4つの章で構成される35の条文は、電子文書 / 署名の法的価値と証拠としての価値、適正な電子署名とされるもの、認定のための要件と手順、当事者の義務と責任などを網羅している。

「マカオにおける電子政府とeコマースの実り多い発展のための礎石」と記された(これによりその狙いも明確に示された)この法律の「目的および範囲」(第1条)は、次のような行為に関する電子署名および電子文書の枠組みを確立することを意図している。公証および登録、法的手続き、人的関係の検証、入札/競争手続き、署名者の物理的立会いが要求される、または署名を本人が直接確認する必要がある状況、がそれである。

この法律の後半にある第31条(最終 / 暫定規定に含まれる)では、「電子文書および公共サービスと公共機関」が取り上げられ、これらのサービスおよび機関は、本法に従って認証電子署名のある電子文書を発行し、受領することができる、と記されている。第2項には、こうした規定に基づいて発行された文書には関連サービス

もしくは機関および署名者の氏名が示されていないとはならない、と明記されているが、第3項および最終項では、手順を統一するために上位レベルで決定される指示もしくは指令にかかわらず、公共サービスおよび公共機関が、受領した電子文書を管理するための指示を発することが認められている。

実際、今年の2月には、公務局(Civil Service Bureau)の電子政府チームが「電子文書の送受信およびその管理に関するガイドライン」を発行している。この文書は、電子文書を送受信する際の技術的側面に関するガイダンスを示しているが、その「管理的」側面では主に「適格認証」の物理的セキュリティについてかいつまんで取り上げている。電子文書の保存についても触れており、これは紙の文書の場合と同様にすべきであると述べている。

3. マカオの公開鍵インフラストラクチャ (PKI) : 「eSignTrust」

マカオのPKIプロジェクトは、マカオ特別行政区政府による後援のもと、マカオ郵政公社(Macao Post)によって全面的に実施されている。マカオ郵政公社は、多額の資金を充当して「eSignTrust」という認証サービス・プロバイダを設立し、EDS法を支援している。eSignTrustは、個人や組織、政府機関に認証 / ID管理サービスを提供しており、提供されたサービスの信頼性と法的取引のセキュリティを保証するシステムを利用して、認証を求めてきた個人の身元確認や認証の発行など、同法で定められた重要な活動のすべてを実行している⁸。

4. 最近の進展

2006年2月、「マカオ電子政府開発指示書

⁷ 2種類(中国語版とポルトガル語版)の公式版については、<http://www.imprensa.macao.gov.mo/bo/i/2005/32/bo32.asp>を参照。

⁸ <http://www.esigntrust.com/en/m1.php?pageID=1>

(Macao e-Government Development Direction Paper)」を発行した電子政府運営委員会 (e-Government Working Committee) は、政府の IT インフラ全体を強化し、より優れたコミュニケーション・ネットワークを推進するため、相互運用性の枠組み、集中アドレス参照 (centralized address referencing)、政府イントラネットのシングル・サインオン、電子文書配信管理などの分野でいくつかのプロジェクトを開始する準備を進めた。

今年、e マカオ・プロジェクトは第 2 フェーズに入り、現在 e マカオ・グループは、電子政府の開発、技術移転、規格導入、能力増強および省庁横断的なメガ・プロジェクトの計画と実行に力を注いでいる。e マカオ・プロジェクトのこのフェーズは、2009年10月まで3年間に渡って継続され、政府の様々な部署のスタッフが参加することになっている。関連する政府機関は、法務局 (Legal Affairs Bureau)、公安部隊業務局 (Public Security Forces Affairs Bureau)、教育 / 青少年業務局 (Education and Youth Affairs Bureau)、保健局 (Health Bureau)、市民 / 区政業務局 (Civil and Municipal Affairs Bureau)、行政 / 公務局 (Public Administration and Civil Service Bureau)、マカオ経済サービス (Macao Economic Services)、財務サービス局 (Finance Services Bureau)、ID 業務局 (Identification Bureau)、マカオ郵政公社 (Macao Post) などである。

5. マカオにおける電子記録の管理

マカオ公文書法 (Archives Law of Macao) (DL73/89/M)⁹は、マカオ歴史档案馆を、公共もしくは民間の組織、または単独もしくは複数の人物が、その業務において何らかの形式もし

くは媒体で作成および受領した記録の最も恒久的な保管所である、と定めている。同法によれば、「選定基準、保持スケジュールおよび最終処分は、行政決定によって定められる。」従って政府の各省庁は、その保存スケジュールを公開する前に記録を破棄することはできない。

媒体の種類にかかわらず、マカオにおいて、記録管理は新興分野である。多くの行政機関では、職場にパソコンが爆発的に普及する前から、十分に統合された記録管理プログラムが実施されていた。このような部署に関しては、新しく定められた指針は、新たな課題を考慮した上で電子環境に合わせて適宜調整することが可能である。ただしマカオでは、記録管理プログラムの開発が始まったばかりで、事実上紙の記録と電子記録の両方を同時に管理しなくてはならない。前述したように、公務局の電子政府チームが今年発行した「電子文書の送受信およびその管理に関するガイドライン」には、電子記録と紙の記録の保持期間は同じでなくてはならない、と記されている。

現在マカオ歴史档案馆は、マカオ特別行政区の記録管理における自らの役割を確立するため、積極的なアプローチを行っている。マカオは、スケールの点では EASTICA の他の加盟国に及びもつかないが、皆さんから得られる教訓により、私たちのビジョンも十分に強化されるはずである。EASTICA のセミナーと会議は、地域を問わずお互いの経験を交換し、ベストプラクティスに接することのできる場である。ここに参加できることに感謝するとともに、一刻も早く帰国し、マカオ特別行政区の発展に貢献したいと願う次第である。